

日 銀 業 第 4 3 9 号
2 0 2 3 年 1 2 月 2 8 日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日 本 銀 行 業 務 局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正に関する件

個別銘柄として脱炭素成長型経済構造移行債（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）第2条第2項に規定する脱炭素成長型経済構造移行債をいう。）が発行されることとなったことに伴い、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）の一部を別紙のとおり改正し、2024年1月15日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）
佐藤（内線：6096）、山本（内線：6087）

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

- 第四十二条を横線のとおり改める。

(分離国債の銘柄の記載方法)

第四十二条 次の表の左欄に掲げる分離国債の銘柄を表す文字として、参加者が日本銀行に提出する書類に記載するものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。日本銀行が交付する書類についても、同様とする。

名称及び記号が「利付国庫債券（X年）第Y回」である分離元本振込国債	略（不変）
名称及び記号が「クライメート・トランジション利付国庫債券（X年）第Y回」である分離元本振込国債	「元利分離クライメート・トランジション国庫債券（X年）第Y回」又は「GX分離国（X年）第Y回」
利子支払期日が「何々XX年（西暦ABCD年）YY月ZZ日」である分離利息振込国債	略（不変）

(注) 略（不変）

- 第四号書式および第五号書式中「利付国庫債券（ 年）」を削る。
- 第十八号書式の（備考）を横線のとおり改める。

(備考) 1. 略（不変）

2. 個人向け国債以外の振込国債（供託口及び執行等口に記載又は記録がされているものを除く。）を対象とし、その国債の名称ごとの業態別の内訳額及び分離利息振込国債の業態別の内訳額を記入する。ただし、分離適格振込国債（「利付国庫債券（何年）」又は「クライメート・トランジション利付国庫債券（何年）」）の内訳額と分離元本振込国債（「元利分離国庫債券（何年）」又は若しくは「分離国（何年）」又は「元利分離クライメート・トランジション国庫債券（何年）」若しくは「GX分離国（何年）」）の内訳額とはそれぞれ別に記入する。

3. 「国債名称等」欄には、分離元本振込国債及び分離利息振込国債以外の振込国債の場合にはその国債の名称を記入し、分離元本振込国債の場合には「元利分離国庫債券（何年）」又は若しくは「分離国（何年）」又は「元利分離クライメート・トランジション国庫債券（何年）」若しくは「GX分離国（何年）」と、分離利息振込国債の場合には「分離利息振込国債」と記入する。

4. 略（不変）